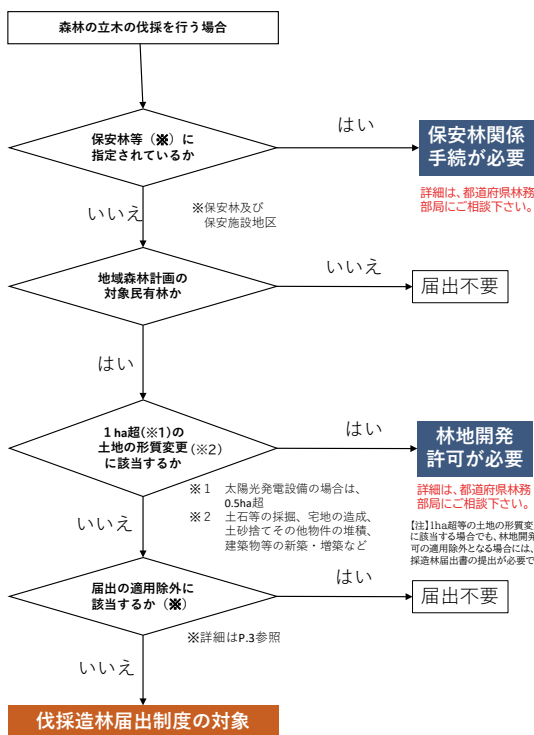


「伐採造林届出書作成の手引き」の紹介

林野庁ではこの度、伐採造林届出書や状況報告書を提出しようとする森林所有者や事業者向けに、作成方法をわかりやすく解説した手引き書を作成しました。

伐採造林届出制度の概要をはじめ、記載内容、添付が必要な書類等について、フローチャートやチェックポイントを交えて解説しています。記載例では、吹き出し等でポイントを示しつつ代表的なパターン別に解説しており、添付書類についてもわかりやすく解説しています。

伐採造林届出制度の対象フローチャート



① 伐採造林届出制度の概要

森林法では、森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採の計画と造林の計画（伐採造林届出書）を市町村長に提出することが義務付けられています。また、伐採や造林が完了したときは、実施後の森林の状況を記載した報告書（状況報告書）を提出することも義務付けられています。

② 伐採造林届出制度の林野庁ウェブサイト

手引きのほか、伐採造林届出書等の様式・関係通知等は、林野庁ウェブサイトから入手することができます。なお、条例等により市町村独自の条件や記載事項が追加されている場合もありますので、届出先の市町村の指導に従って作成・提出をお願いします。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>



【届出者が連名（伐採者と造林者が異なる）の場合の記載例】

➡伐採造林届出書作成の手引き

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-23.pdf>



➡伐採造林届出書作成の手引き(概要版)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>



【制度の主な流れ】

